

取締役会全体の実効性に関する評価・分析結果の概要について

当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則に基づき、当社取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施いたしましたので、その結果の概要を下記の通りお知らせいたします。

記

1. 分析及び評価の方法

取締役会全体の実効性に関する評価・分析に関する 33 項目からなるアンケートを、すべての取締役及び監査役に配布し回答を得ました。

対 象 者	取締役 8 名（うち社外取締役 2 名） 監査役 3 名
実 施 期 間	2021 年 8 月 25 日～9 月 3 日
実 施 方 法	対象者にオンラインにてアンケートを実施 記名式で事務局に回答し、結果集計
評 価 項 目 （ 大 項 目 ）	取締役会の構成・運営に関する事項 取締役会の意思決定に関する事項 取締役会の監督の実効性に関する事項 株主・投資家との対話に関する事項 サステナビリティ・デジタル化等に関する事項

2. 分析及び評価結果の概要

2021 年 12 月 21 日の取締役会における審議の結果、一定の課題はあるものの、概ねアンケート項目の評価が高く、当社の取締役会全体の実効性は有効に機能しているとの判断に至りました。

(1) 取締役会の構成・運営に関する事項

取締役会においては、社外取締役及び監査役が活発に発言しており、質の高い議論がなされていること、議案の重要度に応じた適切な審議時間が確保されていることなどが確認されました。

また、コーポレートガバナンスの一層の充実のために、社外取締役の拡充を求める意見もありましたが、現時点において大きな問題は生じていないことが確認されました。

社外取締役の拡充につきましては、2021 年 11 月 29 日開催の定時株主総会において取締役 9 名の選任議案（第 2 号議案）及び監査役 2 名の選任議案（第 3 号

議案) が可決されたことにより、本日現在の役員構成につきましては、取締役9名(うち社外取締役3名)となっております。

(2) 取締役会の意思決定に関する事項

取締役会においては議案の重要度に応じて適切な審議時間が確保されていること、各取締役の知識・経験・能力は当社の事業遂行のために十分であること、議題及び議案について実効性のある議論を行うために事前に十分な検討時間が確保されていることなどが確認されました。

(3) 取締役会の監督の実効性に関する事項

リスク管理やコンプライアンス体制において特段大きな問題はないこと、政策保有株式については中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合を除き保有しないこと、取締役会として、資金調達や用途に関しては適切に監督されていることなどが確認されました。

(4) 株主・投資家との対話に関する事項

株主とのコミュニケーション結果に関する情報提供(フィードバック)が十分になされていること、IR活動を通じた株主への情報発信は、改善の余地があるが現時点において大きな問題となっていないことなどが確認されました。

(5) サステナビリティ・デジタル化等に関する事項

サステナビリティ・ESGへの取り組みについては取締役会の監督が及んでいること、デジタル化においては改善の余地があるが現時点において大きな問題となっていないことなどが確認されました。

なお、当社は一般社団法人日本木造分譲住宅協会を設立し、当社が建築する住宅については、国産木材の使用割合を100%とすることを目指すなど、国内の森林問題の解決やSDGsへの取り組みを行っております。

3. 今後の課題と対応について

当社取締役会は今回のアンケートの結果を踏まえ、企業としてあるべきガバナンス体制について、以下の事項を課題として引き続き取締役会として議論を重ね、改善に向けて取り組んでまいります。

(1) サステナビリティ・デジタル化等に関する議論を重ね、市場に求められているレベルの体制の整備

(2) 指名・報酬に関する議論

2021年9月21日に取締役会の任意の諮問機関として設立した、指名・報酬委員会において役員の選解任基準、評価方法の確定や、後継者育成計画の策定。

(3) ダイバーシティ&インクルージョン強化に向けた議論

女性がより活躍できる組織体制の構築等。

(4) 株主・投資家との対話をより活発に行い、取締役会へのフィードバックの拡充

当社はこれらの施策を通じて、コーポレートガバナンスのより一層の強化に取り組んでまいります。

以上